

住宅リフォーム補助金のご案内

この制度は、市民が住宅リフォームを行う場合に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象者 ○ 市内に住民票があり居住している住宅をリフォームする者(個人)
※ 市税の滞納がないこと

対象経費 ○ 市内事業者による50万円(税抜)以上のリフォーム工事費
【対象外となる費用】融雪槽設置費、設計費、家電製品及び家具等の購入費、事務所及び店舗などの居住用以外の部分の工事費、DIYの材料費
○ 補助を受けようとする住宅が兼用住宅の場合、工事内容により補助対象が異なるので、別紙「対象・対象外工事について」をご確認ください。

対象要件 ○ 申請者、対象住宅が令和6年度及び令和7年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
○ 重複計上が認められない他の補助金等との併用をしていないこと
○ 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと
※ 車庫・物置・カーポートなど増改築は、確認申請が必要となる場合がありますので必ず確認してください。
確認申請が必要な工事で、手続きを行っていない場合は、補助の対象となりません。

補助額 ○ 住宅リフォーム工事費(税抜)の10%、上限15万円

募集時期

第1期募集(募集枠1,600万円分)

抽選申込: 令和7年3月13日(木)～4月10日(木)
抽選日: 令和7年4月14日(月) AM10:00
抽選会場: 石狩市役所 会議室
交付申請: 令和7年4月17日(木)～6月2日(月)
注意事項: 交付申請時に申請額の増額可(2割まで)

第2期募集(募集枠400万円分)

抽選申込: 令和7年5月16日(金)～6月12日(木)
抽選日: 令和7年6月16日(月) AM10:00
抽選会場: 石狩市役所 会議室
交付申請: 令和7年6月19日(木)～7月31日(木)
注意事項: 抽選申込時「見積書の添付」必要
交付申請時に申請額の増額不可

※抽選会への参加は任意です。会場にいらっしゃなくても、当選した方には、後日郵送でご連絡いたします。

第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません。第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加(先着)の交付申請を受け付けします。

申込方法

- 抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します
※ 事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います
○ 抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。(又はHPからダウンロード)
○ 補助金の申請には、
まず「抽選申込書」の提出をお願いします!

R7からオンライン開始!!

スマホで抽選申込
できます!



実績報告 ○ 令和8年2月27日(金)まで

※申請方法等の流れ詳細は裏面の「手続きフロー図」をご覧ください

手続きフロー図 「住宅リフォーム補助金」

※交付決定前に契約してしまうと、
事前着手となり補助は受けられなくなりますので、ご注意ください。



1

抽選申込書提出

R7からオンラインでも抽選申込できます!!

提出書類 ①抽選申込書 , ②見積書(※第2期申し込みのみ)



公開抽選会実施 交付申請予定者(当選者)決定

※抽選結果については、市役所 建築住宅課の窓口とホームページでも公開いたします。抽選番号でご確認ください。
ホームページは、抽選日の16:00までには更新予定です。

当選者に対し、補助金申請予定者決定通知書を送付

※③補助金交付申請に必要な下記提出書類の①⑦について郵送します。※落選した方には何も郵送されません。

2

補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②補助対象住宅の位置図及び配置図(地図等のコピーでも可)
- ③申請者の住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・※市役所1階①番窓口(市民課)
- ④申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明)・・※市役所1階⑤番窓口(納税課)
- ⑤工事費用がわかる見積書と内訳書の写し(※第2期は変更無い場合は不要)
- ⑥工事の施工前の状況がわかる写真(カラー)
- ⑦支払口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票
- ⑧住宅部分と全体の面積が分かる図面・書類(兼用住宅の場合)
- ⑨その他、市長が必要と認める書類(申込者が別居の親族の場合など)

③は住民票のある市町村で取得してください。
④は、市外の方も石狩市役所で取得してください。
石狩市では、それぞれの窓口で「補助金の申請に使う」とお伝えください。手数料はかかりません。

交付決定通知書を送付

※⑤完了実績報告に必要な下記提出書類の①⑦⑧について郵送します。

工事請負契約締結(工事着手)

請負契約書の作成はリフォーム業者の様式で可です。
※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。

変更・中止承認申請書提出

※工事内容を変更または中止(キャンセル)する場合

一部工事中止での減額、修繕箇所が増加したことによる増額などの場合は、変更承認は不要です。実績報告書提出の際に「軽微な変更」として提出してください。
交付申請時に無い、車庫やカーポートなどが増える様な変更の場合、補助要件に該当しなくなる場合もありますので、その際は、建築住宅課にご相談ください。
なお、減額の場合、補助金額は工事費に合せて減額となりますが、増額の場合、補助金額は交付決定のままととなります。

工事完了(代金支払い)

3

実績報告書提出

※工事完了日から30日以内または 令和8年2月27日(金)まで

提出書類 ①補助金実績報告書

- ②請負契約書の写し(押印、印紙あり。契約日は交付決定後の日付)※軽微な変更がある場合は、変更後の額
- ③領収書等の写し(押印、印紙あり。領収日が確認できること)※軽微な変更がある場合は、変更後の額
- ④リフォーム工事の施工後の状況がわかる写真(カラー)
- ⑤リフォーム工事が許可等を要する場合は許可証の写し
- ⑥軽微な変更がある場合、変更後の費用がわかる見積書の写し及び内訳書の写し
- ⑦請求書(日付未記入、押印不要)
- ⑧アンケート

交付額確定通知書を送付

※支払い先銀行と支払い予定日をお知らせします。
完了実績報告を提出後2週間程度でお知らせいたします。土日祝日の関係で前後します。詳しくは、通知でご確認ください。

登録口座へ補助金支払い

石狩市役所 建築住宅課住宅政策担当



申請者

対象・対象外工事について「住宅リフォーム補助金」

兼用住宅

住：補助対象は、住宅部分に限られます。店舗・事務所等の部分がある兼用住宅の場合、その部分は「対象外工事費」として、見積りで分かるようにして提出してください。

1/2：住宅部分の面積が全体の1/2以上であることが補助要件となります。住宅部分と全体の面積が分かる書類の提出が必要になります。

※ 改修等を行う設備が、居住部分と居住部分以外の双方に兼用で設置される設備場の場合は、住宅部分の面積が全体の1/2以上であることが補助要件となります。内容について判断が難しい場合は、建築住宅課へお問合せください。

【適否】→ ○：対象内、△：条件による、✕：対象外



申請内容	中項目	内 容（設置工事が伴うもの）	適否	備 考	兼用住宅
内装改修	内装	フローリング（床）、クロス等の貼り替え（床・壁・天井）	○		住
		カーテン レール 、アコーディオンカーテン、ロールカーテン、ブラインド	○	カーテンについては、レールとレールの設置費のみ対象	住
		カーテン	✕	設置工事が伴ってもカーテンについては対象外	
		間取り等の変更に伴う壁等の造作	○		住
		手すりの設置、段差解消等。畳の入替え・表替え。	○		住
		カウンター、棚、収納の造作等	△	家具等で 移動が可能 なものは 対象外	住
	建具改修	屋内のドア、ふすま、障子等、建具の改修	○		住
外装改修	外部改修	屋根、外壁、軒天の改修（塗装・コーキング含む）。防水改修。	○		1/2
		屋根に設置する雪止めの設置。雨樋の取り替え。	○		1/2
		土台、基礎の改修	○		1/2
		アスベスト除去	○		1/2
		既存バルコニー・ベランダの修繕・塗装	○		住
	建具改修	玄関ドアの交換。窓建具の改修（ガラス交換含む）。	○		住
		室内網戸の交換	△	窓の取替改修などと同時に行う場合は対象	住
水廻り	水廻り	浴室・ユニットバス・洗面の改修	○	水栓類、鏡、タオル掛け等も対象	住
		トイレ（温水便座含む）	○	温水便座だけ交換する場合も対象	住
		水道設備工事	○	水道管理者と協議 し、必要な手続きをしてください。	住、1/2
		排水設備工事	○	排水先の 管理者と協議 し必要な手続きをしてください。	住
		キッチンの改修	△	ガスコンロ、IHクッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機については キッチン組込のものに限り対象	住
エアコン工事	エアコン工事	エアコン（暖房用、冷房用）の設置	△	設置工事を含むものが対象。 スポット型エアコン等で 移動・取り外し可能なものは対象外	住
外構改修	外構	ウッドデッキ工事	△	購入品の設置は対象外 、修繕・塗装等は対象	1/2
		塀工事★	○	関係法令を遵守すること	1/2
		舗装・インターロッキング工事	○	雨水の宅内処理を遵守すること	1/2
		植栽工事（花壇、黒土、芝等含む）	○		1/2
		敷地外で実施する外構工事に必要な工事	○	道路管理者 や 排水先の管理者 と協議等や手続きが必要	1/2
	融雪槽	融雪槽の設置	✕	石狩市融雪槽設置補助金の使用を検討してください。	
増改築工事	増改築工事	玄関フード・サンルーム・バルコニーの増築★	○	※建築基準法その他関係法令を遵守すること	住
		住宅と別棟の車庫★、カーポート★、物置★の設置工事	○	※建築基準法その他関係法令を遵守すること	住
		改築★	△	現在の住宅を取り壊し、新築する場合 ※建築基準法その他関係法令を遵守すること	住
		解体	△	増改築・リフォーム工事を伴う場合や減築は対象、 解体のみは対象外	住

増改築工事等について

★：確認申請が必要な工事かは施工業者に**確認願**います。特に、**準防火地域内での全ての増築行為や、準防火地域以外での10㎡以上の増築行為**に該当する場合は、建築基準法に基づく**確認申請の手続きが必要**です。（例：カーポート、車庫、物置等の別棟含む）その際、実績報告で**確認済証**と**検査済証**の写しの提出が無い場合、交付決定後であっても不交付となります。

裏面に続く

対象・対象外工事について「住宅リフォーム補助金」

その他	設備 改修	給湯ボイラー（ガス、灯油、電気等）の改修	○		住， 1/2
		太陽光発電装置の設置	△	建築基準法その他関係法令を遵守すること固定型のものとする。 他から補助を受けたものは対象外	住， 1/2
		ホームエレベーターの設置★	○	※建築基準法その他関係法令を遵守すること	住
		暖房機器	△	ポータブル式暖房機（ガス、灯油、電気）は対象外。 移動・取り外し可能なものは対象外	住， 1/2
		換気扇、換気空清機ロスナイの設置	△	扇風機、サーキュレーター等移動可能なものは対象外	住， 1/2
		火災報知機の設置	△	電池式も対象、固定型	住
		防犯装置（監視カメラ等）の設置	△	電池式も対象、固定型（カメラ、親機）	住
		テレビドアホンの設置	△	電池式も対象、固定型（親機、子機）	住
		照明器具	△	固定型で器具本体を交換又は新設するものは対象。 移動型やLED電球等の交換は対象外。	住
		スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	△	融雪槽やロードヒーティング専用の電気工事は対象外	住， 1/2
		暖房ボイラー（ガス、灯油、電気等）の改修	△	融雪槽やロードヒーティング専用のボイラーは対象外	住， 1/2
		テレビアンテナの設置	△	設置工事が伴う場合は対象	住， 1/2
		合併処理浄化槽の設置	△	他から補助を受けたものは対象外	住， 1/2
		蓄電池設置	△	移動式のものは対象外	住， 1/2
		地中熱ヒートポンプ冷暖房設備工事	△	融雪槽やロードヒーティング専用のボイラーは対象外 他から補助を受けたものは対象外	住， 1/2
		家電製品（パソコン、テレビ、洗濯機等）の購入	✕	設置工事が伴っても対象外	
	共通	設備・器具だけの購入	✕	設備・器具の購入のみの内容は対象外。	
共通事項	移動・取り外し可能なもの	✕	移動・取り外し可能なものは基本対象外		
その他	この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定	－	

Q & A

（申請手続き等）

Q：抽選申込や、交付申請、実績報告等の手続きは、申請者本人でなければなりませんか？

A：申請者は、本人でなければなりません。各種手続きは、申請者並びに業者等による代理でも可能です。

Q：抽選申込時には、見積書の添付が必要ですか？

A：第1期募集では見積書添付は不要で、交付申請時の申請額変更(増額2割限度)は可能です。
第2期募集では見積書添付が必要で、交付申請時に申請額の増額変更はできません。

Q：抽選で落選した場合は、次回の抽選に申し込めますか？

A：第1期で落選した場合は、第2期に申込可能で、抽選申込はその都度必要です。

Q：抽選に当選したが、交付申請期間内に交付申請できなかった場合はどうなりますか？

A：申請期間に申請が無い場合は、補助金の申込を取り下げたとみなします。
(手続きは不要となりますが、補助金の利用の有無を電話連絡するようお願いします)

（住宅リフォーム）

Q：リフォーム工事や融雪槽設置工事の指定業者はありますか。また、紹介してもらえますか。

A：市内事業者(石狩市内に本支店、営業所等を有する)に限ります。施工業者の紹介はしておりません。

Q：複数業者のリフォーム工事を合わせて、補助金の申請はできますか？

A：申請する複数業者すべての工事費を合算して50万円(税抜)以上であれば申請できます。